

# 洛央フットボールクラブ2011 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本クラブは洛央フットボールクラブ2011（以下“クラブ”という）と称す。

本クラブは略称を“洛央FC”または“RFC”と称す。

### 第2条（事務局）

本クラブの事務局はクラブ代表者宅に置く。

### 第3条（目的）

本クラブの目的を以下に定める。

- サッカーを通じ所属するクラブ員（以下“部員”という）の心身の健全な育成を図る。
- 部員のマナーや社会性を向上する。
- 部員およびその関係者のスポーツを愛する心を育み、生涯スポーツ活動に従事する身体的、精神的、社会的な基盤を築く。

### 第4条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 練習活動
2. 公式大会への出場
3. 他団体との交流試合
4. 体力テスト
5. レクリエーション活動
6. その他本クラブの目的達成に必要な活動

## 第2章 部員・指導者

### 第5条（対象・資格）

本クラブの部員は、原則的に洛央小学校の生徒を対象とする。

指導はクラブ代表者が承認した指導者が行う。

### 第6条（クラブへの加入登録）

本クラブへの加入登録は、本クラブ所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を、同じく別に定める納入日に納入するものとする。

### 第7条（有効期間）

加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

### 第8条（クラブの登録）

本クラブは第6条に定めるところにより加入登録を行った部員をまとめ、京都府スポーツ少年団および京都府サッカー協会に所定の登録料を添え、クラブの登録を行うものとする。

又、クラブ登録に明記された部員および指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

### 第9条（休部）

クラブ加入登録の有効期間中、何らかの事由により長期間クラブ活動に参加できなくなった部員は、本クラブ所定用紙の提出をもって休部することができる。又、休部期間中のクラブ費用は免除される。

休部期間中においても、練習参加や試合会場への同伴は認めるが、対外試合に出場することはできない。又、イベントに参加する場合は別途定める参加料を納入すること。

#### 第10条（退部）

退部は本クラブ所定用紙にてこれを行う。但し、小学校卒業時においては、継続意思の表明がない限り翌年度の加入登録は行わないものとする。

### 第3章 役員

#### 第11条（役員）

本クラブには、次の役員を置く。

代表	1名	会計	若干名
副代表	若干名	監事	1名

代表は、本クラブを代表し、クラブの任務を統括する。

副代表は、代表を補佐し代表事故ある時は、その職務を代行する。

会計は、本クラブの会計を担当する。

監事は、会計を監査する。

その他、必要に応じた職務を果たす任意数の補助役員を置くことができる。

#### 第12条（任命）

前条の役員は、クラブ関係者の互選により選出し、総会において過半数の承認により決定する。

#### 第13条（任期）

本クラブの役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

本クラブの役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

#### 第14条（会議）

毎年3月にクラブ関係者全員を対象とした総会を開催する。

### 第5章 会計

#### 第15条（会計）

本クラブの会計は、部員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については、別に定める。

又、役員は総会において会計報告を行う。

#### 第16条（会費）

##### 第1項（金額）

小学1年生の部員の会費は、1人当たり1カ月1000円とする。

小学2年生の部員の会費は、1人当たり1カ月2000円とする。

小学3年生の部員の会費は、1人当たり1カ月2500円とする。

小学4、5、6年生の部員の会費は、1人当たり1カ月3500円とする。

ガールズ活動の練習のみ参加する部員の会費は、1人当たり年額1000円とする。

ガールズ活動の練習と女子大会のみ参加する部員の会費は、1人当たり年額3000円とする。

## 第2項（納入方法）

クラブ所定の銀行口座に振込みで納入する。また、振込みに係る手数料は部員負担とする。

4月末日までに4月から9月分まで、10月末日までに10月から翌3月分までをそれぞれまとめて納入する。

ガールズ活動のみ参加する部員については、各年度ごとに、3回目の参加回までに現金で納入する。

## 第3項（期中の入部、休部からの活動再開時）

期中の入部の場合は、所定用紙を提出した月から半期末までの会費をすみやかに納入する。但し、所定用紙の提出日が、実質的な活動開始時期と著しく異なる場合は、この限りではない。

休部からの活動再開の場合は、活動を再開した月から半期末までの会費をすみやかに納入する。

ガールズ活動のみ参加する部員については、休部の扱いが無いため、対象外とする。

## 第4項（期中の退部、休部時の返金）

期中の退部や、休部に入る場合は、所定用紙を提出した月の翌月以降の会費を、納入済みの会費からすみやかに返金する。但し、所定用紙の提出日が、実質的な活動中止時期と著しく異なる場合は、この限りではない。

又、返金方法が銀行振込の場合、振込手数料を差し引いた額を部員指定の口座に振り込むものとする。

ガールズ活動のみ参加する部員については、休部や退部の扱いが無いため、対象外とする。

## 第17条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終る。

# 第6章 規約の改正および解散

## 第18条（規約の改正）

本規約の改正は、総会において参加者の3分の2以上の同意を得ねばならない。

## 第19条（解散）

本クラブの解散は、総会において参加者の3分の2以上の同意を得ねばならない。

## 附則

本規約は、平成24年4月1日より施行する。

（改定）

平成26年4月1日施行

平成27年4月1日施行

平成29年4月9日施行

平成30年4月21日施行

平成31年4月13日施行

令和5年4月1日施行